

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|------------------------|------------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 新庄市 | 仁田山地区 (仁田山一、仁田山二集落) | 令和3年12月23日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 230ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 212ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 27ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 18ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 6ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 24ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

農業を中心に生計を立てている世帯は多いが、後継者のいない農家の割合は高く、地域内で担い手となる後継者を育成する必要がある。規模拡大に意欲のある農家もあり、地域で耕作する担い手へ農地を集積し、営農しやすい区画にする必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

仁田山集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等34経営体が担い、大豆、そばの生産は生産組合が担っていく。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|----------|--------------|----------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 計 | 34 経営体 | | 137.9 ha | | 161.9 ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地の貸付け等の意向
アンケート結果より、10年後には農業をやめて農地を譲渡や貸したい意向の農業者は17経営体、規模を縮小して農業を続けたい意向の農業者は4経営体で、その耕地面積は約35haとなっている。
- 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
担い手の分散錯圖を解消するために利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 作物生産に関する取組方針
収益性の高い「にら」や「ねぎ」、「うるい」、「たらの芽」、「アスパラガス」、「なす」、「ふきのとう」などの園芸作物の生産に取り組む。
土地利用型作物である「大豆」、「そば」の生産拡大を目指す。
耕畜連携を核とした自給飼料増産による畜産を振興する。